

重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について

平成 29 年 8 月 29 日
規制改革推進会議行政手続部会1. チームの設置

- (1) 「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、各省庁の重点分野に係る基本計画について、その取組内容や目標設定を含め幅広く点検するため、行政手続部会の下に 2 つの検討チームを設置する。
- (2) 重点分野のうち、第 1 検討チームは「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、「地方税」、「商業登記等」を、第 2 検討チームは「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、「従業員の労務管理に関する手続」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」を担当する。

2. 構成員

各検討チームは、以下の委員及び専門委員より構成する。

第 1 検討チームは部会長を、第 2 検討チームは部会長代理を主査とする。

(1) 第 1 検討チーム

主査	高橋	滋	部会長
	江田	麻季子	委員
	原	英史	委員
	大崎	貞和	専門委員
	川田	順一	専門委員
	濱西	隆男	専門委員

(2) 第 2 検討チーム

主査	安念	潤司	部会長代理
	野坂	美穂	委員
	林	いづみ	委員
	佐久間	総一郎	専門委員
	田中	良弘	専門委員
	堤	香苗	専門委員

3. 部会への報告

検討チームにおける点検の状況については、適宜、部会に報告することとする。

4. 公表等

検討チームの資料及び議事録の扱いについては、規制改革推進会議運営規則に準じるものとする。

5. その他

以上に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、それぞれの主査が部会長と協議の上決める。